

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 繰延資産について
- II. 社宅貸与と給与課税
- III. 小さな会社が融資を引き出す秘訣Part II

### [ 今月のトピックス ]

- ・ 中小企業庁情報コーナー
- ・ 今月お役立ちホームページ
- § 経営セミナーのご案内

## I . 繰 延 資 産 に つ い て

—何が該当するのでしょうか？—

繰延資産とは、「支出する費用のうち、支出の効果が支出の日から一年以上に及ぶもの」とされており、この繰延資産に該当するものは「その支出の効果が及ぶ期間」にわたって償却することとされています。例えば「事務所を新しく借りるために権利金（返還されない）」を支払った場合、その権利金の効果は、その事務所を借りている期間にわたって及ぶのであるから、その権利金の全額を支出したときの経費にするのではなく、数年間にわたって経費にしていくというものです。

この繰延資産は「企業会計上」によるものと「税法固有」のものとの区分され、次のような取り扱いになります。

### 1. 減価償却資産や前払費用との違い

減価償却資産や前払費用と似ていますが、「減価償却資産」との違いは、繰延資産は「機械などのモノ」を対象としていない点、また「前払費用」との違いは「前払費用はまだ用益の提供を受けていない」のに対して、「繰延資産」は「すでに用益の提供を受けている」点に違いがあるといえます。

### 2. 企業会計上の繰延資産

「企業会計上」のものとしては下記のもが繰延資産として挙げられており、これらについては税法上、任意償却（支出したときに全額経費にしてもよいし、最長5年以内で毎年均等償却してもよい）とされています。

- (1) 創立費      ・ ・    会社設立のための費用
- (2) 開業費      ・ ・    会社設立後、事業を開始するまでに特別に支出する費用

- (3) 開発費 ・ ・ ・ 新たな技術や市場の開拓などのために特別に支出する費用
- (4) 株式交付費 ・ ・ ・ 新株発行に係る費用
- (5) 社債発行費 ・ ・ ・ 社債発行に係る費用

### 3. 税法固有の繰延資産

税法固有の繰延資産としては下記のもが定められており、これらについては「支出の効果の及ぶ期間」にわたって経費にしていくことになります。なお、その償却期間は繰延資産の種類に応じて定められています。また、20万円未満のものについては、支出したときの経費にすることができます。

#### (1) 公共的施設負担金・共同的施設負担金

自己が便益を受けるために支出する施設（公共道路や組合用の建物）の設置または改良のために支出するもの

#### (2) 建物を賃借するための権利金等

敷金・保証金として支払う金額のうち、将来返還されない部分を含みます

#### (3) 電子計算機等の賃借に伴う費用

引取運賃や備付費用など

#### (4) ノウハウの頭金等

技術提供を受けるための費用やフランチャイズ加盟店料など

#### (5) 広告宣伝資産を贈与した費用

社名入り資産（陳列棚など）の贈与費用など

#### (6) その他自己が便益を受けるための費用

レジャークラブの入会金で有効期間の定めがあるもの、同業者団体の加入金など

### 4. 最後に

繰延資産はモノが対象ではないために、わかりにくい部分があると思いますが、概ね上記のようになります。「2の企業会計上の繰延資産」については任意償却（どの年度でも任意の額を経費に計上できる）なので、利益の多いときに経費にすることが節税となります。また、税法上のものについても、どのようなものが該当するのかわかっておけば、節税対策につながることもなりますので、ご参考にして頂けたら幸いです。

## Ⅱ. 社宅貸与と給与課税

—— 課税される場合されない場合 ——

法人が、役員や従業員に無償または低額の家賃で社宅や寮等を貸与すると、賃貸料相当額と徴収している家

賃との差額が現物給与として課税されます。いくら徴収すればよいかは役員か従業員か、小規模な住宅かどうかなどにより異なってきます。

## 1. 従業員の場合

従業員から賃貸料相当額を超える賃料を受け取っていない場合は課税の対象となります。賃貸料相当額は、以下の(1)～(3)を足して合わせたものになります。

(1) (その年度の建物の固定資産税の課税標準額) × 0.2%

(2) 12円 × (その建物の総床面積 (平方メートル) / 3.3 m<sup>2</sup>)

(3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額) × 0.22%

基本は上記を満たすことが経費として処理できる条件です。

会社が借主に支払っている家賃の半額を従業員から負担してもらっていただければ給与として課税されず福利厚生費として経費となります。

例えば、賃貸料相当額が1万円の社宅を使用人に貸与した場合には

(1) 使用人に無償で貸与する場合には、1万円が給与として課税されます。

(2) 使用人から3千円の家賃を受け取る場合には、賃貸料相当額である1万円と3千円との差額の7千円が給与として課税されます。

(3) 使用人から6千円の家賃を受け取る場合には、6千円は賃貸料相当額である1万円の50%以上ですので、賃貸料相当額である1万円と6千円との差額の4千円は給与として課税されません。

## 2. 役員の場合

経営者(役員)に社宅を貸与する場合も、一定額以上の家賃を受け取っていれば課税されません。ただ、役員の場合は、通常の家賃は社宅の形態で3つに区分して計算します。

### (1) 小規模住宅の場合

小規模住宅とは、家屋の床面積が132 m<sup>2</sup>以下のものをいいます。木造家屋以外の家屋は99 m<sup>2</sup>以下(区分所有の建物は共有部分の床面積を按分し加えたところで判定します。)であり、マンションはこれに該当します。通常の家賃は、社員と同様、上記のイ、ロ、ハを合計したものになります。

### (2) 小規模住宅以外の場合

社宅が会社の所有物件の場合と借り上げ社宅の場合で異なります。自社所有の場合は、次の金額となります。

(ニ+ホ) ÷ 12…… (A)

ニ. その年度の固定資産税の課税標準額 × 12% (木造家屋以外の家屋は 10%)

ホ. その年度の敷地の固定資産税の課税標準額 × 6%

### (3) 豪華社宅の場合

240 m<sup>2</sup>を超える豪華な役員社宅や、240 m<sup>2</sup>以下でもプールなどの設備や個人的な趣味嗜好が著しく反映

した設備のある豪華な役員社宅には、上記の算式は適用されません。通常の相場並みの賃貸料（借り上げ社宅の場合、実際の賃料）が法定家賃とされますので注意が必要です。社宅家賃を半額会社が負担することで、給与課税されないのは、あくまで借主が会社である場合です。従業員が自分で借りてその半額を負担するような場合は、この負担額はその従業員に対する給与として課税されます。

節税効果は大きいのですが、税務上留意しなければいけない点があるため、慎重に実施して下さい。



## 中小企業庁情報コーナー

### ■2018年版中小企業白書のポイント

第1部では、最近の中小企業の動向について、中小企業の経常利益は過去最高水準にあり、景況感も改善傾向であること等が示されています。また、中小企業の労働生産性や経営の在り方等について分析されています。

第2部では、人手不足の現状を分析した上で、中小企業の生産性向上に向けた取組について分析されています。具体的には、業務プロセスの見直し、人材活用面の工夫、IT利活用、設備投資、M&Aを中心とする事業再編・統合について取り上げられています。特に、IT利活用については、コストと効果を具体的に示した事例を豊富に紹介するとともに、日頃の相談相手である地元のITベンダー等がIT導入を働きかけていく必要性等が示されています。また、事業承継等を背景に、中小企業のM&Aは増加傾向にあり、M&Aは買い手側の中小企業にとっても、相手先の企業との間でシナジーを発揮することで生産性を高める契機となっていることが分析されています。

## Ⅲ. 小さな会社が融資を引き出す秘訣 Part II

—本気で応援してくれる金融機関の選び方—

金融機関を選ぶ際に一番大切なのは、窮地に陥ったときに助けてくれるかどうかということです。大手金融機関と地域金融機関、その両方のメリットとデメリットを押さえた上で、つき合う金融機関を「メインバンク」として選定しなければ、中小企業はもはや生き残ってはいけません。「なんとなく」ではなく、各金融機関のメリット、デメリットを十分把握した上で、主体的、積極的につき合う金融機関を選ぶ必要があります。

## ■融資量が一番大きいのがメインバンクではない

中小企業の経営者から、「メインバンクに裏切られた」というセリフがよく聞かれます。担当者から頼まれて投資信託を購入したり、各種キャンペーンに協力したにもかかわらず必要な時に融資を断られた、という話です。

金融機関の渉外担当者には、預金や融資のほか、投資信託や生命保険・損害保険などさまざまなノルマがあります。それらが顧客ニーズに合致してすぐに売ればいいのですが、そううまくいきません。そこで自分の懇意にしている企業（自社のことをメインバンクと思っている企業）に対して「お願い」をします。「うちがメイン取引なんですから協力してくださいよ」という言葉を添えて。しかしそこで協力しても、その場で感謝されるだけで実際の融資に有利に働くことはありません。投資信託や保険などは担当者レベルで動く話に過ぎず、あなたの協力は上層部まで届かないからです。さらに、中小企業が思うほど、金融機関は「メインバンクである」という自分の立場を気にしていないのが実情です。経営者の多くは「融資量が一番多い金融機関がメインバンクである」と思っていますが、それは大きな間違いです。

困ったときに応援してくれるかどうか、リスクを負ってくれるかどうか、それがメインバンクの条件です。それに当てはまらない金融機関なら、今後の取引を見直すべきでしょう。

## ■融資額を増やすのに欠かせない複数の金融機関との取引

多くの中小企業はひとつの金融機関に依存しがちです。しかし、2つ以上の金融機関との取引を強くお勧めします。企業の売上が1社に依存していたら、危険だと感じるでしょう。金融機関との付き合いも同じ形でリスクヘッジするのです。

リスクとは、支店長や担当者の異動、積極的融資方針から消極的融資方針へといった本部の方針変更などです。たとえばメイン取引をしている支店に新たな支店長が赴任して融資方針が厳しくなったり、優秀な前任担当者から能力が著しく劣る新担当者に代わって融資の許可がとれなくなったりします。自社に何ら責任のない金融機関側の事情で資金繰りを左右されないために、ぜひ複数の金融機関と取引をしておくべきです。

## ■中小企業を大切にしてくれる地域金融機関

第二地銀、信用金庫、信用組合などの地域金融機関は、メガバンクや地方銀行に比べると、貸し渋りや貸しはがしにスピーディーに踏み切れません。地域密着型で市場が狭いので、「〇〇銀行は貸し渋りしているらしい」「□□信用金庫の取り立てが厳しくなったようだ」という噂が流れれば、日々の営業活動に支障をきたすからです。また、顧客との接触頻度が多いためしがらみもあり、業績が悪いからといって地元企業をビジネスライクに切り捨てることができないのです。

年商5億円未満の企業は、最低でも1行の地域金融機関とつきあっておくべきです。なぜなら、年商5億円以下の企業に対してメガバンクはまともに相手をしてくれないし、同じような理由で地方銀行も年商5億円未満の企業は重点先（とくに取引を重要視する相手）として見てくれないことが多いからです。他方、地域金融機関にとっては（もちろん金融機関の規模にもよりますが）、年商5億円規模の企業は貴重な大口取引先です。中小企業にとって、メガバンクより地域金融機関が大切な存在であることはご理解いただけると思います。



## 今月のブックマーク

自社あるいは個人でホームページを保有している際、検索エンジンなどで検索できるかが重要になります。検索結果の上位に来るには SEO 対策が必要ですが、一昔前の SEO 対策は役に立たないケースも出てきております。ホームページ作成を行う際の参考にしてください。

「SEO HACKS SEO(検索エンジン最適化)とは」

<https://www.seohacks.net/basic/knowledge/seo/>

### TFG 中小企業向け 戦略経営セミナーのご案内

テーマ 証憑・書類の整理、保管がとても便利になる

## 「スキャナ保存制度について」

－ ペーパーレスの取組みによる業務効率の向上 －

会社の事務書類等の保管、整理は意外にストレス感があり、仕事の効率に影響します。次のようなお悩み、疑問等はありませんか。

- 証憑書類など整理したり、探すのに、いつも手間がかかる
- 書類の整理保管に意外とスペースが取られて困る
- 会計の証憑や事務書類の整理をペーパーレスに簡単にできないか？

日 時： 平成30年7月30日（月） 受付 午後2時30分より  
午後3時00分 ～ 午後5時00分

会 場： 大阪産業創造館 6F「D会議室」  
大阪市中央区本町1-4-5（堺筋本町駅 徒歩3分）

対 象： 経営者、管理職、経理ご担当者様、テーマに興味のある方

受講費： 1,000円（税込）

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関するコンサルティング業務も、ご遠慮なくご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援・・・T&FG Group

TFG 検索

**TFG 税理士法人**  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐